



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

「東北関東大震災」被災された方々にお見舞い申し上げます。

23年3月11日午後2時46分頃、M9を記録する巨大地震が東北地方太平洋沖で発生し、被害が拡大しております。被害を受けられました皆様には、心からお見舞い申し上げますと共に、お亡くなりになられた方々に心よりご哀悼の意を表します。

日々見るに耐えない映像が、テレビで映し出されています。惨状を見て、言葉も出ません。

幸いこの地方は、地震の被害もなく日常生活に支障はありません。多くの場所で義援金を集め、少しでも何かの足しになればと活動しています。

少しでも多くの義援金を被災地に送るために

1、災害を受けた市町村へ寄付をして、税額控除を受けることもできます。

災害を受けた市町村に寄付金を送りたい場合、その市町村に連絡し所定の振込手続きを確認します。

振込を行い、「寄付金の証明書」をもらう

証明書を付けて確定申告をし、税額控除を受ける

2、義援金・寄付金の考え方は様々です

義援金等はあくまでその方の善意です、金額も強制されるものではありません

しかし5,000円を寄付したいと思い、募金箱に入れば5,000円しか被災地に届きません

下記の例のように40,000円を寄付すれば、被災地に40,000円を届けることができます

40,000円を寄付して、自分の納税額が35,300円減れば、4,700円の自己負担で、被災地に40,000円を届けることができます。

3、高額納税者の方ほど寄付をして多くの税額控除が受けられます

寄付金は、住民税の10%が税額控除の上限です

例えば住民税を年間100万円払っている方は自己負担が5,000円で10万円の寄付ができます

4、寄付はあくまでも善意です

税額控除にとらわれず考えるべきかも知れませんが、また税制も変わってしまうかもしれません

しかし、このような税制を使えば、より多くの義援金を届けることが出来ます

災害に遭われた方々の、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

